

委員会提出議案第3号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月2日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 赤羽 直 一

提案理由

標準市議会委員会条例の改正について、全国市議会議長会において、議会に係る手続のオンライン化及びオンライン委員会に関する規定の整備や、その他の条項の文言の整理についての検討が行われたことを踏まえ、標準市議会委員会条例を参酌しながら本市議会においても規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(<u>常任委員の任期</u>)第2項の例による。</p> <p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、<u>委員長の互選を行わせる</u>。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。</p> <p>(委員長の職務代行)</p> <p>第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p>2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。</p> <p>(<u>委員会の開会方法の特例</u>)</p> <p>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により<u>相手の状態を相互に認識しながら通話をする</u>ことができる方法(以下「<u>オンラインによる方法</u>」という。)で<u>委員会を開会する</u>ことができる。<u>ただし、第20条((秘密会))第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(<u>常任委員の任期</u>)第2項の例による。</p> <p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、<u>委員長の互選を行なわせる</u>。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p> <p>(委員長の職務代行)</p> <p>第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。</p> <p>2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。</p> <p>(<u>会議の特例</u>)</p> <p>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により<u>出席者の状態を相互に認識しながら通話する</u>ことができる方法(以下「<u>オンライン会議システム</u>」という。)を<u>活用した会議を開く</u>ことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その</p>

他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員から、オンラインによる方法での委員会の開会の求めがある場合

(3) (略)

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条((委員長及び委員の除斥))の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合

(3) (略)

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第31条第1項の出席委員とする。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会にはかって決める。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第 22 条 委員会において地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、取手市議会会議規則(昭和 45 年議会規則第 2 号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 及び 3 (略)

(公聴会開催の手続)

第 23 条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 24 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第 25 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(秩序保持に関する措置)

第 22 条 委員会において地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 及び 3 (略)

(公聴会開催の手続)

第 23 条 (略)

2 議長は前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 24 条 (略)

(公述人の決定)

第 25 条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 26 条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 29 条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

(準用)

第 30 条 第 26 条から第 28 条までの規定は、前条に規定する参考人、取手市議会基本条例(平成 23 年条例第 23 号。以下「議会基本条例」という。)第 5 条第 3 項に規定する請願の代表提出者等及び同条第 4 項に規定する傍聴人について準用する。

2 前条第 3 項の規定は、議会基本条例第 5 条第 3 項に規定する請願の代表提出者等について準用する。

(記録)

第 31 条 (略)

2 前項の記録は、議長が保管するとともに、取手市ホームページで公開する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところ

(公述人の発言)

第 26 条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 29 条 (略)

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

(準用)

第 30 条 第 26 条から第 28 条までの規定は、前条に規定する参考人、取手市議会基本条例(平成 23 年条例第 23 号)第 5 条第 3 項に規定する請願の代表提出者等及び同条第 4 項に規定する傍聴人について準用する。

(記録)

第 31 条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

3 前 2 項の記録は、議長が保管するとともに、取手市ホームページで公開する。

により、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。